

自 令和 7 年 9 月 2 日

日間

至 令和 7 年 月 日

No. 1

令和 7 年

第 3 回

四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和7年 第3回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
議案第63号	四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第64号	四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第65号	四国中央市職員定数条例の一部を改正する条例について	8
議案第66号	四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第67号	四国中央市子ども若者発達支援センター条例の一部を改正する条例について	12
議案第68号	四国中央市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	15
議案第69号	四国中央市下水道条例及び四国中央市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	16
議案第70号	令和7年度四国中央市一般会計補正予算（第5号）	17
議案第71号	令和7年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	23
議案第72号	令和6年度四国中央市水道事業会計剰余金の処分について	27
議案第73号	令和6年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について	28
議案第74号	令和6年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について	29
議案第75号	市道路線の認定について	30

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 76 号	障害児入所施設新築工事（建築・機械設備工事）変更請負契約の締結について	31
議 案 第 77 号	城山下臨海土地造成工事変更請負契約の締結について	32
議 案 第 78 号	物品購入契約の締結について	33
議 案 第 79 号	物品購入契約の締結について	34
諮 問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	35

議案第 63 号

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の四国中央市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 理 由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 64 号

四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

四国中央市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年四国中央市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 の 1 の部四国中央市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 の部四国中央市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 3 の部四国中央市心身障がい者医療費助成条例による心身障がい者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 4 の部四国中央市営住宅条例による市営住宅のうち特定公共賃貸住宅、単独住宅及びその他の市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2の5の部生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
児童手当関係情報であって規則で定めるもの		
介護保険給付等関係情報で		

		あつて規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等 関係情報であつて規則で 定めるもの
7 市長	法別表各項の下欄に掲げる事務（準法定事務 を含む。）	住登外者宛名情報であつて 規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

個人番号を利用する事務を追加するとともに、同事務における特定個人情報の利用範囲を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 65 号

四国中央市職員定数条例の一部を改正する条例について

四国中央市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市職員定数条例の一部を改正する条例

四国中央市職員定数条例（平成 16 年四国中央市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「142 人」を「159 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

消防の職員の定数を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 66 号

四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「第 19 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改める。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とする。

第 20 条中「申告等」を「請求等」に改め、同条を第 21 条とする。

第 19 条第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「申告等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第 19 条 任命権者は、四国中央市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 30 号）第 21 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 四国中央市職員の育児休業等に関する条例第 21 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」と

いう。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 四国中央市職員の育児休業等に関する条例（平成16年四国中央市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、「を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 18 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 19 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 20 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 20 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(四国中央市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の四国中央市職員の育児休業等に関する条例第 18 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)等の改正に伴い、育児を行う職員の勤務環境を整備するため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 67 号

四国中央市子ども若者発達支援センター条例の一部を改正する条例について

四国中央市子ども若者発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市子ども若者発達支援センター条例の一部を改正する条例

四国中央市子ども若者発達支援センター条例（平成 29 年四国中央市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 34 条の 3 第 2 項」を「第 24 条の 11 第 1 項及び第 34 条の 3 第 2 項」に、「第 79 条第 2 項及び」を「第 77 条第 5 項及び第 79 条第 2 項並びに」に改める。

第 3 条第 2 項の表四国中央市児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）の項の前に次のように加える。

四国中央市太陽の家(以下「太陽の家」という。)	四国中央市下柏町 749 番地 2
-------------------------	-------------------

第 3 条第 2 項の表四国中央市東部子どもホーム（以下「東部子どもホーム」という。）の項及び四国中央市西部子どもホーム（以下「西部子どもホーム」という。）の項を削る。

第 8 条の前の見出し及び同条から第 10 条までを削る。

第 7 条第 1 項第 2 号中「当該子ども」の次に「又は児童福祉法第 21 条の 6 の規定により障害児通所支援の措置を受けた子ども」を加え、同条を第 10 条とする。

第 6 条中「35 人」を「20 人」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条の前の見出しを削り、同条第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援」の次に「(以下「児童発達支援」という。)」を加え、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 20 項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「障害児相談支援」の次に「(以下「障害児相談支援」という。)」を加え、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「保育所等訪問支援」の次に「(以下「保育所等訪問支援」という。)」を加え、同号を同条第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(2) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）を行う事業

第 5 条を第 8 条とし、同条の前に見出しとして「(児童発達支援センター)」を付する。

第 4 条の次に次の見出し及び 3 条を加える。

(太陽の家)

第5条 太陽の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援(以下「障害児入所支援」という。)を行う事業
- (2) 総合支援法第5条第8項に規定する短期入所サービス(以下「短期入所サービス」という。)を行う事業
- (3) 総合支援法第77条第5項の規定により、子どもの日中における活動の場の確保その他の支援(以下「日中一時支援」という。)を行う事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事業

第6条 太陽の家の利用定員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 障害児入所支援又は短期入所サービスを行う場合 10人
- (2) 日中一時支援を行う場合 4人

第7条 太陽の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

- (1) 児童福祉法第21条の6の規定により障害福祉サービスの措置を受けた子ども
- (2) 児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所受給者証の交付を受けた保護者の当該子ども
- (3) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を受けた子ども
- (4) 総合支援法第19条第1項に規定する支給の決定を受けた保護者の当該子ども
- (5) 日中一時支援の利用の決定を受けた保護者の当該子ども

第13条中「子ども若者発達支援センター」の次に「(太陽の家を除く。次条において同じ。)」を加える。

第14条中「午後6時5分」を「午後6時30分」に改める。

第16条中「児童発達支援センター又はホーム」を「太陽の家又は児童発達支援センター」に改め、「子ども」の次に「(第7条1号及び第3号並びに第10条第2号に掲げる措置を受けた子どもを除く。)」を加え、同条ただし書中「第5条第1号から第3号までの事業」を「児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援又は障害児相談支援」に改める。

第17条第2号中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

子ども若者発達支援センターの利用に係る使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 障害児入所支援の提供を受けた場合 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 短期入所サービスの提供を受けた場合 総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額
- (3) 日中一時支援の提供を受けた場合 市長が定める基準により算定した費用の額
- (4) 児童発達支援、放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援の提供を受けた場合 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
- (5) 障害児相談支援の提供を受けた場合 児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣

総理大臣が定める基準により算定した費用の額

第18条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

(使用料等の減免)

第19条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料等（前条第1項の使用料及び同条第2項の費用をいう。）を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号の改正規定（「第5条第18項」を「第5条第20項」に改める部分に限る。）は、令和7年10月1日から施行する。

(四国中央市太陽の家条例の廃止)

2 四国中央市太陽の家条例（平成24年四国中央市条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに前項の規定による廃止前の四国中央市太陽の家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提 案 理 由

子ども若者発達支援センターに太陽の家を設置するため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 68 号

四国中央市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四国中央市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成 25 年四国中央市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 69 号

四国中央市下水道条例及び四国中央市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

四国中央市下水道条例及び四国中央市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市下水道条例及び四国中央市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(四国中央市下水道条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市下水道条例（平成 16 年四国中央市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 23 条第 2 項第 4 号中「(昭和 27 年法律第 292 号)」を削る。

(四国中央市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市水道事業給水条例（平成 16 年四国中央市条例第 176 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項の水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等による排水設備等又は給水装置に係る工事の実施を可能にするため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 70 号

令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 745,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,263,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		6,250,000	269,058	6,519,058
	1 地方交付税	6,250,000	269,058	6,519,058
15 国庫支出金		5,527,210	154,822	5,682,032
	2 国庫補助金	1,051,132	153,548	1,204,680
	3 委託金	14,912	1,274	16,186
16 県支出金		3,052,801	6,542	3,059,343
	2 県補助金	967,323	6,542	973,865
18 寄附金		2,046,997	1,300	2,048,297
	1 寄附金	2,046,997	1,300	2,048,297
20 繰越金		1,296,883	128,078	1,424,961
	1 繰越金	1,296,883	128,078	1,424,961
22 市債		1,738,900	185,200	1,924,100
	1 市債	1,738,900	185,200	1,924,100
歳 入 合 計		44,518,000	745,000	45,263,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 5,710,284	千円 168,128	千円 5,878,412
	1 総務管理費	4,703,629	46,988	4,750,617
	2 徴税費	618,287	120,000	738,287
	3 戸籍住民基本台帳費	181,844	1,140	182,984
3 民生費		17,609,624	65,399	17,675,023
	1 社会福祉費	4,783,679	48,170	4,831,849
	2 老人福祉費	4,187,054	3,386	4,190,440
	3 児童福祉費	7,417,808	11,562	7,429,370
	4 生活保護費	1,212,223	2,281	1,214,504
4 衛生費		3,378,419	△10,483	3,367,936
	1 保健衛生費	1,942,781	2,460	1,945,241
	2 清掃費	1,435,638	△12,943	1,422,695
6 農林水産業費		1,092,153	41,192	1,133,345
	1 農業費	640,449	41,192	681,641
7 商工費		1,013,323	10,997	1,024,320
	1 商工費	1,013,323	10,997	1,024,320
8 土木費		3,510,459	209,158	3,719,617
	2 道路橋りょう費	1,250,366	85,667	1,336,033

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 河川費	102,757	14,040	116,797
	4 港湾費	496,536	9,601	506,137
	5 都市計画費	1,228,430	87,052	1,315,482
	6 住宅費	209,131	12,798	221,929
9 消防費		1,706,847	2,301	1,709,148
	1 消防費	1,706,847	2,301	1,709,148
10 教育費		5,441,617	242,995	5,684,612
	1 教育総務費	735,053	470	735,523
	2 小学校費	1,142,405	50,185	1,192,590
	3 中学校費	530,284	84,792	615,076
	5 社会教育費	1,119,173	2,342	1,121,515
	6 保健体育費	1,704,308	105,206	1,809,514
11 災害復旧費		31,400	14,998	46,398
	2 公共土木施設災害復旧費	16,000	14,998	30,998
14 予備費		75,557	315	75,872
	1 予備費	75,557	315	75,872
歳出	合計	44,518,000	745,000	45,263,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
国際文具・紙製品展出展事業	令和7年度から 令和8年度まで	千円 42,218
川之江斎苑整備基本計画 策 定 業 務	令和7年度から 令和8年度まで	17,649
クリーンセンター車両更新事業	令和7年度から 令和9年度まで	16,022

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農村地域 防災減災事業	千円 7,400	借入方法 普通貸借又は債券発 行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。
水利施設整備事業	6,700	同 上	同 上	同 上
霧の森整備事業	8,200	同 上	同 上	同 上

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市単河川改良事業	千円 32,500	借入方法 普通貸借又は債券発行 の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利債に借 換することができる。	千円 46,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
非常備消防施設 整備事業	16,000	同上	同上	同上	25,400	同上	同上	同上
中学校施設整備事業	64,600	同上	同上	同上	118,800	同上	同上	同上
体育施設整備事業	24,400	同上	同上	同上	109,700	同上	同上	同上

議案第 71 号

令和 7 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 107,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,606,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 2,653,844	千円 223	千円 2,654,067
	2 国庫補助金	657,644	223	657,867
7 繰入金		2,010,976	89	2,011,065
	1 他会計繰入金	1,849,263	89	1,849,352
8 繰越金		1	106,688	106,689
	1 繰越金	1	106,688	106,689
歳 入 合 計		11,499,000	107,000	11,606,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		千円 2,425	千円 56,132	千円 58,557
	1 基金積立金	2,425	56,132	58,557
5 諸支出金		29,294	50,772	80,066
	1 償還金及び還付加算金	2,102	50,772	52,874
7 予備費		2,002	96	2,098
	1 予備費	2,002	96	2,098
歳 出 合 計		11,499,000	107,000	11,606,000

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
高 齢 者 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 業 務	令 和 7 年 度 从 来 令 和 8 年 度 未 だ	千 円 7,530

議案第 72 号

令和 6 年度四国中央市水道事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度四国中央市水道事業会計未処分利益剰余金 90,957,214 円のうち 46,269,068 円を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

提 案 理 由

令和 6 年度四国中央市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 73 号

令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 1,040,620,865 円のうち 484,466,147 円を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

提 案 理 由

令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 74 号

令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 105,016,713 円のうち 54,484,838 円を減債積立金として、残余を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

提 案 理 由

令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を減債積立金及び自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
23047	上分町側道 1 号線	上分町	上分町	
23048	上分町側道 2 号線	上分町	上分町	

提 案 理 由

市道路線を認定することに伴い、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 76 号

障害児入所施設新築工事（建築・機械設備工事）変更請負契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- 1 契約の目的 賃金水準の変動に伴う変更
- 2 請負金額 変更前の工事請負金額 200,970,000円
変更後の工事請負金額 204,825,000円
- 3 契約の相手方 四国中央市三島宮川4丁目2番18号
井原工業・大久保組特定建設工事共同企業体
代表者 井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

提案理由

請負金額に変更が生じたことに伴い、工事変更請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

城山下臨海土地造成工事変更請負契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- 1 契約の目的 城山下臨海土地造成工事の内容の変更並びに賃金水準及び物価水準の変動に伴う変更
- 2 請負金額 変更前の工事請負金額 5,544,071,000円
変更後の工事請負金額 5,679,303,000円
- 3 契約の相手方 四国中央市三島宮川4丁目2番18号
井原工業・尾藤建設・予州興業特定建設工事共同企業体
代表者 井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

提 案 理 由

請負金額に変更が生じたことに伴い、工事変更請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 新宮分遣所高規格救急自動車（車両）購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 27,940,000円 |
| 4 契約の相手方 | 四国中央市下柏町 599 番地 2
愛媛トヨタ自動車株式会社三島・川之江店
店長 榎原 圭介 |

提案理由

新宮分遣所高規格救急自動車（車両）の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 79 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 新宮分遣所高規格救急自動車（資機材）購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 18,854,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市松縄町 1083 番地 13
日本船舶薬品株式会社高松営業所
所長 出井 慎一 |

提案理由

新宮分遣所高規格救急自動車（資機材）の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
四国中央市上柏町	石川 智恵美		新任
四国中央市中之庄町	西 博文		新任
四国中央市金生町下分	石川 小百合		再任
四国中央市上分町	田中 あけみ		再任
四国中央市土居町土居	鈴木 玲子		再任

提 案 理 由

人権擁護委員の任期満了に伴い、石川智恵美氏、西博文氏、石川小百合氏、田中あけみ氏及び鈴木玲子氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。